

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり28～32ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

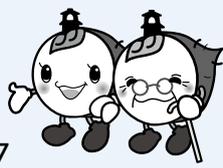
相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
医療に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウエスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

地域包括支援センター

地域包括ケア推進課 ☎224-6087



地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、保健・医療・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支えるための機関です。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援します。本人だけでなく、どなたからでも高齢者に関する相談を受け付けています。

相談日時…原則、月～土曜日、午前8時30分～午後5時15分
*地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに設置されています。担当のセンターは、地域包括ケア推進課にお尋ねください。

消費生活の豆知識 その69 原野商法の二次被害にご注意ください

事例

○昭和50年に北海道の山林を購入した。先日、業者から「この土地を売りたい人がいるので売ってほしい」と電話があった。購入希望者の「買付証明書」や「印鑑証明書」が届いたので信用してしまい、山林を整備するための整地代と名義変更費用として約90万円を個人名義口座に振り込んだ。その後、さらに「道を造る」などと言われ、数回にわたり合計300万円を振り込んだ。しかし、

電話をしても業者と連絡が取れなくなってしまった。どうしたらよいか。

約30～40年前、山林や原野など価値が低い土地を「将来、値上がりする」などと言い、高値で売りつける原野商法が社会問題となりました。そのときの被害者名簿が回っていると思われまます。「好条件で売却するために必要だから」と、測量や整地、境界線の復元工事などや、インターネット広告掲載の契約を結ばせたり、新たな土地を購入させたりす

る「原野商法の二次被害、三次被害」が急増しています。

消費者へのアドバイス

- ①「土地を買いたい人がいる」「高価格で売却できる」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- ②いろいろな名目でお金を要求してきます。不審な勧誘はきっぱり断り、それでも執拗に勧誘が続く場合は電話を切りましょう。
- ③少しでも疑問や不安を感じたら、

消費生活センター ☎224-6162 ☎222-5454

消費者カレッジ

「成年後見制度を学ぶ」
講師：金融広報アドバイザー・秋浦良子さん
日時：1月30日(月)、午後2時～3時30分
会場：南公民館(ウエスタ川越1階)
対象：市内在住・在勤 定員：先着40人 経費：無料 申し込み：1月4日(水)、午前9時から電話・ファクスで消費生活センター